

第1回 糸島市学校規模適正化検討委員会 会議録

日 時：平成28年11月30日（水）15：00～16：15

場 所：糸島市役所 本庁舎3階 庁議室

出席者：田上委員、柚木委員、石川委員、浦委員、梅田委員、山本委員、
古藤委員、河原委員、鹿毛委員、阿部委員、北野委員、岩下委員、
有働委員、佐藤委員

事務局：家宇治教育長、泊教育部長、平野教育総務課長、石硯学校教育課
長、高田教育総務課長補佐、黒岩地域振興課市民協働係長、井手
教育総務課主査

会議次第

- 1 開会
- 2 委員の委嘱
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員紹介及び事務局員紹介
- 5 委員長及び副委員長の選任
- 6 委員長及び副委員長あいさつ
- 7 協議・検討
 - (1) 検討事項について 【資料1】
 - (2) 法令上の学校規模の標準について 【資料2】
 - (3) 市立小・中学校の現状について 【資料3】
 - (4) 学校規模適正化検討委員会の進め方について 【資料4】
 - (5) 意見交換
- 8 その他
 - (1) 連絡事項

1 開会

(略)

2 委員の委嘱

(略)

3 教育長あいさつ

(略)

4 委員の紹介及び事務局員紹介

(略)

5 委員長及び副委員長の選任

(委員長に田上哲委員、副委員長に柚木委員を選任)

6 委員長及び副委員長あいさつ

(略)

7 協議・検討

(事務局) 本日は初回でありますので、今後ご検討いただくにあたって、まずは情報・課題の共有を図り、今回の会に至った経過や現状を説明しまして、その中でご意見等があれば伺うという形で本日は進行させていただきたいと思います。具体的な議論につきましては、次回の委員会以降にお願いしたいと思います。それではこれからの進行につきましては、委員長をお願いします。

(委員長) それではこれから私の方で議題を進行させていただきます。(1) 検討事項についてということで、事務局の方から説明をお願いします。

(1) 検討事項

(2) 法令上の学校規模の標準について

(3) 市立小・中学校の現状について

(事務局) (1)「検討事項」について説明

(委員長) ただ今の説明について、質問意見はありますか。

(A委員) 5ページ中の小規模化と大規模化の定義ですが、学級数が12から18を基準として、それよりも多い少ないという意味なのか、それともただ単に大きい小さいという意味なのか。

(事務局) 次の議題である「法令上の学校規模の標準」についてで説明しますが、結局、子どもの人数が減り、学級数が減るということで小規模の傾向が顕著化するというところで記載しています。

(A委員) 基準というのは、どこにあるのか。12～18が適正というのがあるのか。

(事務局) それではただ今の件で、資料2をご覧ください。法令から見た適正規模については、記載していますとおり、12～18が望ましい標準的な学級数になりますが、小学校においては1～5が過小規模校、6～11が小規模校になっています。小規模校というのは11学級以下を指すととらえています。大規模校以上が大規模化に区分されます。同じく中学校において、11学級以下が小規模、19学級以上が大規模、さらに過大規模校は31学級以上になります。

(委員長) よろしいでしょうか。他には。

(事務局) ただ今、資料2を説明しましたので、さらに関連がありますので少し触れたいと思いますが、実態としてはどうかという話になってきますが、資料3の3ページをお願いします。先ほど法令から見た適正規模ということで説明しましたが、現状と将来予測ということで記載しています。上段が今年の5

月1日現在で、各区分に当てはめたらこのようになります。下段については後ほど説明しますが、標準規模の学校は色塗りしている学校で、この学校が標準規模になります。

(委員長) それでは、検討事項2のところに入っているという風に捉えてよろしいでしょうか。他にご質問がなければ、検討事項2もあわせて説明を。

(事務局) (2)「法令上の学校規模の標準」について説明

(委員長) 検討事項2の説明はこれで終了したということよろしいですか。ここまでの説明で質問はありますか。

(B委員) 1学級あたりの子供の人数で、何人以上なら更に1学級増となりますか。

(事務局) 現在、福岡県の場合は小学校1年と2年は35人学級となっています。

(C委員) そうしたら36人から2学級になりますか。

(事務局) 小学校1年と2年はそうなります。小学校3年から中学校3年までは40人で1学級、41人になると2学級、81人になると3学級になります。2つの学年を合わせて16人以下の場合は2学年で1学級という扱いになります。中学校については8人以下になります。基本は40人で1学級、41人で2学級になります。

(委員長) その他は。

よろしければその次の検討事項3も関連していますので、検討事項3の市立小中学校の現状についてお願いします。

(事務局) (3)「市立小・中学校の現状」について説明

(委員長) ただ今の説明に対して、質問はありますか。

(D委員) 先ほどの説明で40人1学級ということだが、そうっていない学校がありますか。

(事務局) 具体的にはどこの学校になりますか。

(D委員) 二丈中学校の3年生。

(事務局) 法令上は2学級になるが、学校側の事情によって教員の加配を行わないまま別の教員を担任に充てて、校内操作によって3学級にしています。どうということかという、本来は子どもの人数で教員が配置されるが、どうしても指導上、この学年については子どもたちを分けて指導しなければならない事情が生じた場合は新たに教員の加配は行われないが学校に配置されている教員を用いて学級を分けることができるという措置があり、それにより対応しています。

(D委員) 40人で1学級、41人で2学級。つまり、子どもが1人増えることで1学級増える。そうすると1人のために、教員が1人増やされるということになりますか。

(事務局) 教員について加配はありませんが、例えば担任をもっていない教員が配置

されているので、そういう教員を充てているということです。

(D委員) 学校によって担任や教科を持っていない教員がいるところといないところとあるのですか。

(事務局) 学校規模によって、子どもの人数によって、教員定数が定められているので、そういう余裕のある学校とない学校とがあります。小規模校の場合はそのような余裕はほとんどありません。

(D委員) 二丈中学校は小規模校になりますか。

(事務局) 小規模校になりますが過小規模校ではないので、若干名担任を持っていない教員がいることから、そのような配置をしていることになります。

(C委員) 福吉小学校の5年が1学級で44人、前原南小学校の5年が2学級で82人になっている。数値があっていないところがあって、資料3-②の福吉小学校が8学級になっているが、特別支援学級を含めて9学級になっている。

(事務局) この児童生徒数は特別支援学級の児童が内数として入っている。特別支援学級の生徒は特別支援学級の児童生徒数に計上するが、(配布資料では)各学年の内数に入っているために、40人を超えているところがある。

(C委員) 資料3-②では標準学級数が8になっていて、実際は7学級。標準学級数という意味が分からない。実際の学級数と標準学級数というもののとらえ方が違うのか分からない。

(事務局) (在籍児童数であり) 実態として(家庭の事情等によって)通学していない子どもも含まれています。

(事務局) 分かりやすくするために実態と若干異なった書き方をしています。分かりにくくなってしまう申し訳ありません。

(委員長) 他に質問はありますか。

(特になし)

(4) 学校規模適正化検討委員会の進め方について

(委員長) 次の「検討事項4」に移りたいと思います。学校規模適正化検討委員会の進め方について事務局の方から提案をお願いします。

(事務局) 「(4) 学校規模適正化検討委員会の進め方」について説明

(委員長) ただ今の説明に対して、質問がありましたらお願いします。

(特になし)

(5) 意見交換

(委員長) 特にないようでしたら、次の「検討事項5」の意見交換ということで、全国的な傾向から糸島市の現状について説明がありましたが、本日は初回ということもあり、情報の共有というのが一番のねらいですので、今までの説明を受けて、何かしらのご意見があればお願いします。

(E委員) 糸島市の学校の現状を聞いていますと、生徒数が減っている様子が分かり

ますが、将来的にどこをどのように統合していくというような、具体的なプランはありますか。人数でいくと対象となる学校があるのは分かるが、どことどこを統合していくか、通学範囲をどのようにしていくとか、そのようなプランはできているのか。

(事務局) 国が示している基準というのはあくまで一つの目安として考えなさいということが述べられています。これをもとに検討しないさいとされていますので、この委員会の中で糸島市として適正な規模、学級数でいけばどのくらいかというのを出示してもらい、その中で当然それに当てはまらない学校が出てこようと思います。こう言った学校についてはどういった方策をとっていくのかということで、現在、事務局の方で、こことここはどうだろうかというような案を持っているわけではありません。この分については検討委員会の中で議論をお願いしたいと考えています。

(E委員) この検討委員会で議論するよりずっと前に、桜野小学校が可也小学校に統合されるという噂が出たことがあります。市が進めている、人口を増やして子供を増やすという話は理解しているが、(実際の転入者に)若い人は少なく子どもが増えないのは分かる。現在の状況からすれば桜野小学校も検討の対象とされうるような現状だが、その地域性でその学校の良さを頼ってわざわざ転入される人もいます。そういう点では単に生徒数が少ないから統廃合するというのはいかなものかだと思います。市はそのような方針で決めているのか。

(事務局) 確かに小規模校のそのような点については、小規模校なりのメリットもあるので、事務局として、小規模校は直ちに統廃合にもっていくという案を持っているわけではありません。この点については、この委員会の中で検討いただきたいと考えています。特に小学校については、教育長が申したようにコミュニティの核といった要素もありますので。

(B委員) 最終的に教育長に委員会でもとめた答申を提出して終わりか。答申をどのように扱うのか。

(事務局) 検討委員会の方で検討いただいた検討結果については、それを受けて教育委員会の方で実施に向けた過程として、実施計画に移し、検討していきます。最終的には教育委員会にかけて実施していくことになります。

(F委員) 地元のコミュニティの中で残してほしいという意見が多かったら、そのまま残すということもできるのか。統廃合ありきではなくて。

(事務局) あくまで教育的な観点で、検討委員会では検討していただきたい。第一義的に児童生徒のことを考えてどうなのかということを考えていただきたい。

(F委員) これは必ず問題が出てくると思う、地元からすれば。この会議は11回程度しか持たないということですよ。その中で決まるとは思えない。

- (事務局) 具体的な方策の中で、例えば統合とかという話が出てきた時には関係者・保護者・児童生徒・地域のご意向等を伺いながら進めていきたいと思います。
- (G委員) 波多江小学校区だが、東風小学校は波多江小学校から分離した経緯があるので東風は繋がりがあがるが、波多江小は大規模、東風小は適正規模で、再度、振り分けとなった場合、校区自体を振り分けることになるのか。
- (事務局) 今の話でいけば、通学区域の変更などの話になってきますが、まずは学校の望ましい適正規模を出していく中で通学区域の問題は出てこようかと思いますが、今の時点で通学区域を扱うのかどうかという部分については事務局として具体的な方針を持っているわけではありません。ただ、通学区域を扱いますといろんな問題も確かに出てきますので、今の時点で通学区域を扱うという方針を持っているわけではありません。どこまで検討するのかというのは今後、この検討委員会の中で図っていく必要があると考えています。
- (G委員) 今後、月1回程度(会議が)予定されているが、どうしても仕事を持っている関係上、すべての会議に出られるかどうかということになるだろうが、仕事を休んで来ないといけない。協議した内容をどのような形で確認することができるか。
- (事務局) 冒頭に話をしましたとおり、この会議については基本的には公開という形を取らせていただきます。当然会議録についても概要にはなるが、ホームページでアップしていきたいと考えています。欠席された委員については会議録を後日送付したいと思います。
- (H委員) この委員会は適正な規模を決めるということか。規模は決まっている、12～18学級で。ということはこの委員会は何をするのか。統合とかと決めるのに、(委員会で)話し合ってほしいということなのか。
- (事務局) 学校の規模については分かりにくいですが、国の示す規則等で標準を12～18学級と規定されているが、昨年国が示した手引きの中にも、国はあくまで示してはいるが、自治体によってはどうしてもそのようにはいかない自治体もあるので、地域の実情によって検討しなさいと、望ましい規模については市町村で検討しなさいというようになっています。それに基づいて各自治体は国の基準どおりでいいということであれば、それはその自治体の考え方になります。それに当てはまらない規模の学校についてはどうするのかということについて、話し合っただければと思っています。
- (E委員) 仮に糸島市は現状のままでよいということも可能なのか。みんなで検討した結果、生徒数が少なくなっても、通学区域を変更するなどせずに、生徒数が増えてくれば学校を分割することも必要と思うが、糸島市は区域面積が他に比べて広いわけだから、それを統合して、スクールバスを導入して通学するというのではなく、検討して現状のままでいいということでもいいのか。

- (事務局) まずは教育面でどうなのかということが一番に考えていただきたい。結論として、そういうことであれば、検討委員会の結論ということによろしいと思っています。
- (E委員) 今、教育面を考えてほしいということだったが、教育面を見て、教員からも今のままの方が子どもたちを見やすいので今のままがいいということであれば、そのままでいいのか。
- (事務局) そうすることになります。
- (事務局) 統廃合ありきの議論ではありません。現状が最適だという結論になればそうなるのだが、この委員会の中で明らかにしていかなければならないのは、既に小規模校ゆえの課題が出ている学校もあるという問題点もあります。皆さんに協議していただく際にどういう解決策が良いのかという点を協議していただきたい。
- (委員長) 他に質問意見は。
(特になし)
- よろしいですか。本日は情報や課題の共有ということで、具体的な検討は次回の委員会からしていきたい。検討に先立って事務局に対して準備してほしい資料があれば言ってもらいたい。
- (A委員) 資料の事前配布はするのか。会議時に渡すのか、事前に郵送してもらい、目を通したうえで会議に臨むのか。
- (事務局) 次回以降については、事前に配布します。
- (G委員) 次回の日程についてだが、できれば前の会議の際に次回会議の日程を決めるようにしたい。1か月の間隔があったほうが、仕事の都合をつけて参加しやすい。1週間前に通知されても困る。その点を配慮してほしい。
- (事務局) 次回から、日程調整を行いたいと思います。
- (G委員) だいたい、何曜日とか、事前に予定を(レジュメに)書き込んでもらっていてもいいと思う。
- (事務局) 分かりました。
- (D委員) 年間スケジュールで次回日程が決まらなくても、12～3月までに3回会議を開催し、5回目以降の会議も何月かは決まっている。であれば、予定は決められるのではないかと。
- (事務局) 今の意見についても、参考にしたいと思います。
- (委員長) スケジュールについては事務局で検討してほしい。
他にはありませんか。
(特になし)

8 その他

- (委員長) それでは、「8」のその他事務連絡について、委員から何かありますか。

(特になし)

それでは事務局から。

(事務局) 会議の冒頭でも触れましたが、本会議については原則公開となるので、内容についてはホームページで公開したいと思います。発言者の名前については委員というようにします。次回から具体的な検討をお願いしたいと考えています。資料等についても事前配布をします。日程はこの会議で決めることができなかったが、改めて調整をしたいと考えています。

(委員長) 他にはないですか。

(特になし)

それでは、これをもって本日の会議を終了します。今回の意見を踏まえ、会議日程の事前周知、資料の送付について配慮されるようお願いします。

～16時15分閉会～